平成２７年９月定例会　付議案件一覧

平成２７年９月１日現在

●市長提出議案案件

報告案件　２４件　（和解関係＝２３件、予算＝１件）

議案案件　４１件　（条例＝１３件、補正予算＝８件、決算認定＝１６件、単行＝４件）

諮問案件　　２件　（人権擁護委員候補者２名）

◎　以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎通常審議分

○　報告案件　２４件

			ページ
1	報告第９号	専決処分した事件の報告について	※
2	報告第１０号	専決処分した事件の報告について	※
3	報告第１１号	専決処分した事件の報告について	※
4	報告第１２号	専決処分した事件の報告について	※
5	報告第１３号	専決処分した事件の報告について	※
6	報告第１４号	専決処分した事件の報告について	※
7	報告第１５号	専決処分した事件の報告について	※
8	報告第１６号	専決処分した事件の報告について	※
9	報告第１７号	専決処分した事件の報告について	※
10	報告第１８号	専決処分した事件の報告について	※
11	報告第１９号	専決処分した事件の報告について	※
12	報告第２０号	専決処分した事件の報告について	※
13	報告第２１号	専決処分した事件の報告について	※
14	報告第２２号	専決処分した事件の報告について	※
15	報告第２３号	専決処分した事件の報告について	※
16	報告第２４号	専決処分した事件の報告について	※
17	報告第２５号	専決処分した事件の報告について	※
18	報告第２６号	専決処分した事件の報告について	※
19	報告第２７号	専決処分した事件の報告について	※
20	報告第２８号	専決処分した事件の報告について	※
21	報告第２９号	専決処分した事件の報告について	※
22	報告第３０号	専決処分した事件の報告について	※
23	報告第３１号	専決処分した事件の報告について	※
24	報告第３２号	平成２６年度都城市一般会計継続費精算の報告について	1
	雇用創出ゾーン関連整備事業（穂満坊地区）に係る継続費を精算したため、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により報告するもの		

○　条例議案　１３件

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">○　条例議案　１３件</th><th>ページ</th></tr>
<tr><td rowspan="2">25</td><td>議案第７８号</td><td>都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">5</td></tr>
<tr><td colspan="2">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市が保有する特定個人情報について、利用の制限に関する規定を設ける等の措置を講じるため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">26</td><td>議案第７９号</td><td>都城市職員の再任用に関する条例及び都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">11</td></tr>
<tr><td colspan="2">被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整備する必要があるため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">27</td><td>議案第８０号</td><td>都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">15</td></tr>
<tr><td colspan="2">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行による個人番号カードの交付手数料等を定めるほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称が改正されたことにより条文を整備する必要があるため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">28</td><td>議案第８１号</td><td>都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">23</td></tr>
<tr><td colspan="2">地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第２項の規定による一般任期付職員を採用するために必要な規定を設けるため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">29</td><td>議案第８２号</td><td>都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">27</td></tr>
<tr><td colspan="2">地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象に特定公社債の利子を追加すること等を規定するため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">30</td><td>議案第８３号</td><td>都城市いじめ防止条例の制定について</td><td rowspan="2">31</td></tr>
<tr><td colspan="2">本市におけるいじめの防止等のための基本理念を定め、市及び市立学校並びに保護者及び市民の責務を明確化し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">31</td><td>議案第８４号</td><td>都城市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">37</td></tr>
<tr><td colspan="2">条文の整備を行うため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">32</td><td>議案第８５号</td><td>都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">41</td></tr>
<tr><td colspan="2">夏尾団地６戸を老朽化により用途廃止するため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">33</td><td>議案第８６号</td><td>都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">45</td></tr>
<tr><td colspan="2">山村定住住宅のうち丸岡元団地を譲渡するに当たり、用途を廃止するため、所要の改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">34</td><td>議案第８７号</td><td>都城市高城横原地区コミュニティセンター条例の制定について</td><td rowspan="2">49</td></tr>
<tr><td colspan="2">高城横原地区コミュニティセンターについて、指定管理者による管理を可能とするため、全部改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">35</td><td>議案第８８号</td><td>都城市高城原ふれあいスポーツ館条例の制定について</td><td rowspan="2">59</td></tr>
<tr><td colspan="2">高城原ふれあいスポーツ館について、指定管理者による管理を可能とするため、全部改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">36</td><td>議案第８９号</td><td>都城市ふれあい武道館条例の制定について</td><td rowspan="2">69</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふれあい武道館について、指定管理者による管理を可能とするため、全部改正を行うもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">37</td><td>議案第９０号</td><td>都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について</td><td rowspan="2">79</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成２７年１０月から高崎総合公園内のＲＶパーク（車中泊専用駐車場）を供用開始するに当たり、使用料等の必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの</td></tr>
</table>

○　予算議案　８件

			ページ
38	議案第９１号	平成２７年度都城市一般会計補正予算（第４号）	※
39	議案第９２号	平成２７年度都城市食肉センター特別会計補正予算（第１号）	※
40	議案第９３号	平成２７年度都城市下水道事業特別会計補正予算（第１号）	※
41	議案第９４号	平成２７年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	※
42	議案第９５号	平成２７年度都城市介護保険特別会計補正予算（第２号）	※
43	議案第９６号	平成２７年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	※
44	議案第９７号	平成２７年度都城市電気事業特別会計補正予算（第１号）	※
45	議案第９８号	平成２７年度都城市水道事業会計補正予算（第１号）	※

○　決算承認議案　１６件

			ページ
46	議案第９９号	平成２６年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	※
47	議案第１００号	平成２６年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について	※
48	議案第１０１号	平成２６年度都城市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
49	議案第１０２号	平成２６年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
50	議案第１０３号	平成２６年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※
51	議案第１０４号	平成２６年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
52	議案第１０５号	平成２６年度都城市農業集落下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
53	議案第１０６号	平成２６年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	※
54	議案第１０７号	平成２６年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
55	議案第１０８号	平成２６年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
56	議案第１０９号	平成２６年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
57	議案第１１０号	平成２６年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
58	議案第１１１号	平成２６年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
59	議案第１１２号	平成２６年度都城市山之口総合交流活性化センター特別会計歳入歳出決算の認定について	※
60	議案第１１３号	平成２６年度都城市高城健康増進センター等管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
61	議案第１１４号	平成２６年度都城市水道事業決算の認定について	※

○　単行議案　４件

			ページ
62	議案第１１５号	議決事項の変更について	87
	平成２３年１２月２０日に議決された、議案第１４３号「横市川河川改修事業に伴う市道尻枝・出水線出水橋架替工事委託に関する基本協定の締結について」に関して、委託先である宮崎県による本件工事に係る入札の落札額が低く、想定していた工事費が不用となったので、既に議決された協定の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの		
63	議案第１１６号	財産の取得について	93
	水槽付小型動力ポンプ積載車２台の取得について、先般行った指名競争入札の結果、中村消防防災株式会社　都城営業所が、２千１４９万２千円（税込み）で落札したので、同社との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
64	議案第１１７号	財産の取得について	97
	高規格救急自動車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、宮崎トヨタ自動車株式会社　都城店が、３千２万４千円（税込み）で落札したので、同社との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
65	議案第１１８号	平成２６年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	101
	平成２６年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金１０億４千１４７万７千２７８円の全額を自己資本金に組み入れることについて、議会の議決を求めるもの		

○　諮問案件　２件

			ページ
66・67	諮問第４号・諮問第５号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※

報告第３２号

平成２６年度都城市一般会計継続費精算の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第２項の規定により、継続費精算を次のとおり報告する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

平成２６年度 都城市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
40 土木費	10 道路橋りょう費	雇用創出ゾーン関連整備事業（穂満坊地区）	平成２４年度	2,833,000	0	0	2,833,000	0
			平成２５年度	30,095,000	12,037,000	0	18,058,000	0
			平成２６年度	153,521,000	0	0	153,521,000	0
			計	186,449,000	12,037,000	0	174,412,000	0

（単位：円）

実績					比較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
2,833,000	0	0	2,833,000	0	0	0	0	0	0
14,423,000	5,769,200	0	8,653,800	0	15,672,000	6,267,800	0	9,404,200	0
165,746,546	6,268,800	0	159,477,200	546	△ 12,225,546	△ 6,268,800	0	△ 5,956,200	△ 546
183,002,546	12,038,000	0	170,964,000	546	3,446,454	△ 1,000	0	3,448,000	△ 546

議案第７８号

都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

都城市個人情報保護条例（平成１８年条例第２９号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例

都城市個人情報保護条例（平成18年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第13条」を「―第13条の４」に改める。

第２条第１号を次のように改める。

(1) 個人情報　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第２条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2) 保有個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）第２条第２号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

第２条に次の４号を加える。

(7) 特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 情報提供等記録　番号法第23条第１項及び第２項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(9) 保有特定個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(10) 本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第10条第１項各号及び第２項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第12条中「収集した個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第13条第１項中「以下同じ。）又は」を「以下同じ。）のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は」に改め、同条第２項第３号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第４章中第13条の次に次の３条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第１３条の２　実施機関は、目的外利用のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外利用のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を目的外利用のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第１３条の３　実施機関は、目的外利用のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第１３条の４　実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第15条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。

第16条中「個人情報（以下「自己情報」という。）」を「保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において「自己情報」という。）」に改め、同条に次の１項を加える。

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第17条に次の１項を加える。

２　代理人は、本人に代わって訂正の請求をすることができる。

第18条に次の１項を加える。

３　代理人は、本人に代わって前２項の規定による消去、登録、抹消又は修正（以下「消去等」という。）の請求をすることができる。

第19条の見出し中「中止」を「停止」に改め、同条中「自己情報」を「自己情報（保有特定個人情報を除く。）」に、「中止」を「停止」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第１９条の２　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、それぞれ当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第13条の２第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき　当該保有特定個人情報の提供の停止

２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止の請求をすることができる。

第20条第１項各号列記以外の部分中「又は前条」を「、第19条」に、「中止（以下「利用中止」という。）」を「停止（以下「目的外利用等の停止」という。）又は第19条の２の規定による保有特定個人情報の利用停止（以下「利用停止」という。）」に改め、「本人」の次に「（第16条第２項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人）」を加える。

第22条第１項中「及び利用中止」を「、目的外利用等の停止及び利用停止」に改め、同条第４項中「又は利用中止」を「、目的外利用等の停止又は利用停止」に改める。

第23条中「又は利用中止」を「、目的外利用等の停止又は利用停止」に改める。

第28条第１項中「中止」を「停止」に改める。

第30条中「自己情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に、「

及び利用中止」を「、目的外利用等の停止及び利用停止」に改める。

第31条第１項中「自己情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に、「及び利用中止」を「、目的外利用等の停止及び利用停止」に改める。

附　則

この条例は、平成27年10月５日から施行する。

議案第７９号

都城市職員の再任用に関する条例及び都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員の再任用に関する条例（平成１８年条例第３８号）及び都城市職員退職手当支給条例（平成１８年条例第５９号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市職員の再任用に関する条例及び都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

（都城市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第１条　都城市職員の再任用に関する条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の２第１項第１号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第７条の３第１項第４号」に改める。

（都城市職員退職手当支給条例の一部改正）

第２条　都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項各号列記以外の部分中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第２項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第２項」に改める。

附　則

この条例は、平成27年10月１日から施行する。

議案第８０号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例（平成１８年条例第１０１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

第１条　都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第５中

「

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	を	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付」に

改める。

第２条　都城市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第５中

「

４　その他の交付手数料	印鑑登録証交付手数料	１件	300円	
	住民基本台帳カード交付手数料	１件	500円	

を

「

４　その他の交付手数料	印鑑登録証交付手数料	１件	300円	
	住民基本台帳カード交付手数料	１件	500円	
	通知カード再交付手数料	１件	500円	追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の

に

				再交付については、徴収しない。

」

改める。

第３条　都城市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第５中

「

４　その他の交付手数料	印鑑登録証交付手数料	１件	300円	
	住民基本台帳カード交付手数料	１件	500円	
	通知カード再交付手数料	１件	500円	追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付については、徴収しない。

」　を

「

４　その他の交付手数料	印鑑登録証交付手数料	１件	300円	
	通知カード再交付手数料	１件	500円	通知カード又は個人番号カード（以下「通知カード等」という。）の追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住

				民票コード変更により通知カード等を返納した場合又は国外転出により通知カード等を返納した場合の再交付については、徴収しない。
	個人番号カード再交付手数料	１件	800円	追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付については、徴収しない。

に

」

改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２条の規定　平成27年10月５日

(2) 第３条の規定　平成28年１月１日

議案第８０号関係資料

都　使　審　第　７　号
平成２７年７月２１日

都城市長　池田　宜永　様

都城市使用料等審議会
会 長　鶴　田　　勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成２７年７月８日付け都財第２２４号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

１　（仮称）ＲＶパークたかざきの使用料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表１］とおり制定することが適当である。

２　番号法の施行に伴う個人番号カード等の再交付手数料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表２］とおり改定することが適当である。

審議会委員
会　長　鶴　田　　勝
委　員　永　野　修一郎
有　馬　妙　子
倉　吉　悦　子
岩　井　沙弥花

［別表１］

（仮称）ＲＶパークたかざきの使用料

区　分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
ＲＶパークたかざき	１区画	１回	930円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

［別表２］

番号法の施行に伴う個人番号カード等の再交付手数料

種　類	区　分	単位	金　額	備考
４　その他の交付手数料	通知カード再交付手数料	１件	500 円	
	個人番号カード再交付手数料	１件	800 円	

議案第８１号

都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２６年条例第３６号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４条」を「第３条第２項、第４条」に、「及び第７条第２項」を「並びに第７条第１項及び第２項」に改める。

第10条を第11条とし、第９条を第10条とする。

第８条中「任期付職員」を「特定業務等従事任期付職員」に改め、同条を第９条とする。

第７条中「任期付職員」を「特定業務等従事任期付職員」に、「第３条」を「第４条」に改め、同条を第８条とする。

第６条第１項中「任期付職員」を「第３条又は第４条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「任期付職員」を「特定業務等従事任期付職員」に改め、同条を第７条とする。

第５条中「又は第３条」を「から第４条まで」に改め、「（以下「任期付職員」という。）」を削り、同条を第６条とする。

第４条中「第２条第１項第１号」を「第３条第１項第１号」に、「同条又は前条」及び「第２条又は前条」を「前２条」に改め、同条を第５条とし、第３条を第４条とする。

第２条の見出しを削り、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（職員の任期を定めた採用）

第２条　任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当

該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８２号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１５７号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

附則第６項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第９項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の２第６項の株式等」を「附則第35条の２第５項の一般株式等」に、「附則第35条の２第６項に規定する株式等」を「附則第35条の２第５項に規定する一般株式等」に改める。

附則第10項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第６条の２、第７条及び第27条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第11項及び第12項を削り、第13項を第11項とする。

附則中第14項を削り、第15項を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第17項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第18項を第15項とし、第19項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年１月１日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、な

お従前の例による。

議案第８３号

都城市いじめ防止条例の制定について

都城市いじめ防止条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市いじめ防止条例

（目的）

第１条　この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市及び市立学校並びに保護者及び市民の責務を明らかにすることにより、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ　児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の通信手段及びメディアを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等　いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 市立学校　都城市立小中学校条例（平成18年条例第263号）第２条に規定する小学校及び中学校をいう。

(4) 児童等　市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(5) 保護者　親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(6) 市民　市内に住所を有する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。

(7) 関係機関　警察署、児童相談所、法務局その他児童等のいじめに関係する機関及び団体をいう。

（基本理念）

第３条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを踏まえ、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、市立学校の内外を問わずいじめが行われないようにするために実施されなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響等いじめ

に関する児童等の理解を深めることにより、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらも放置することがないように実施されなければならない。

3　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命、心身又は財産を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市立学校、保護者、市民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施されなければならない。

（いじめの禁止）

第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第５条　市は、第３条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる責務を有する。

(1) いじめの防止等のための施策を策定し実施すること。

(2) 市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じること。

(3) 国が定めたいじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省平成25年10月11日策定）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、都城市いじめ防止基本方針を定めること。

（市立学校及び市立学校の教職員の責務）

第６条　市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念に基づき、次に掲げる責務を有する。

(1) 市立学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むために、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めること。

(2) いじめを認知したときは、保護者の協力を得て、教育委員会及び関係機関と連携し適切かつ迅速に対処すること。

（保護者の責務等）

第７条　保護者は、児童等の教育について第一義的責任を持つものであり、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。

2　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けたことを知った場合には、適切

に当該児童等をいじめから保護しなければならない。

３　保護者は、市及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第８条　市民は、この条例の基本理念に基づき、地域において児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めなければならない。

（市立学校以外の学校等への協力要請）

第９条　市は、次に掲げる者に対し、いじめの防止等に必要な協力を求めることができる。

(1) 市立学校以外の学校の校長及び当該学校の設置者

(2) 前号に規定する学校並びにその設置者を所管する国及び地方公共団体（当該学校の設置者である場合を除く。）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に定めた都城市いじめ防止基本方針（平成26年２月18日策定）は、第５条第３号の規定に基づいて定める都城市いじめ防止基本方針とする。

議案第８４号

都城市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成１８年条例第２２５号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

都城市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成18年条例第225号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「規定する事業」を「規定する都市計画事業」に改め、同条第５号中「規定する施設」を「規定する都市計画施設」に改め、同条第６号中「規定する施設」を「規定する都市施設」に改め、同条第７号中「規定する事業」を「規定する市街地開発事業」に改め、同条第８号中「規定する計画」を「規定する都市計画」に改める。

第４条第２項第２号中「若しくは市」を「、市」に改め、同項第４号中「風致地区内」を「風致地区」に、「別表第１項」を「別表の１」に改め、同項第９号イ中「枯渇した」を「枯損した」に改め、同項第13号イ（オ）中「造成等同程度」を「造成等と同程度」に改める。

第５条中「若しくは」を「又は」に、「機関等」を「機関」に改める。

第６条第１項第１号中「第180号）の規定」を、「第180号）」に、「に規定する」を「による」に、「道路法の規定よる道路」を「道路法による道路」に改め、同項第２号中「の規定」を削り、「に規定する」を「による」に改め、同項第３号、第７号、第８号、第12号、第15号及び第16号中「の規定」を削り、同項第17号中「の規定」を削り、「第96号」を「第96条」に改め、同項第20号から第25号まで、第27号及び第28号中「の規定」を削り、同条第２項中「ものは」を「者は」に改める。

第７条第１号ア（ア）中「除去」を「除却」に改め、同号ウ（ア）中「別表第１項」を「別表の１」に改め、同号ウ（イ）中「別表第２項」を「別表の２」に改め、同号ウ（ウ）中「別表第３項」を「別表の３」に、「同表第４項」を「同表の４」に改め、同条第３号ア（ア）中「除去」を「除却」に改め、同号ウ（ア）中「別表第１項」を「別表の１」に改め、同号ウ（イ）中「別表第２項」を「別表の２」に改め、同号ウ（ウ）及び同条第４号ア中「別表第３項」を「別表の３」に、「同表第４項」を「同表の４」に改め、同条第５号中「別表第５項」を「別表の５」に改める。

第10条第１項各号列記以外の部分中「第４条第１項の」を「この条例の規定によってした」に改め、同条第２項中「自ら行う」を「自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせる」に、「市長が」を「市長又はその命じた者若しくは委任し

た者が」に改める。

第11条第１項中「市長」の次に「又はその命じた者若しくは委任した者」を加え、「職員に当該土地に立ち入らせ」を「当該土地に立ち入り」に、「検査させることができる」を「検査し、及び関係者に質問することができる」に改め、同条第２項中「前条」を「前項」に、「職員」を「者」に改める。

別表中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８５号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例（平成１８年条例第２４５号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

夏尾	都城市夏尾町5430番地２	昭和41	簡易耐火平屋建	6
西岳	都城市高野町3780番地１	59	中層耐火３階建	12

を

」

「

西岳	都城市高野町3780番地１	昭和59	中層耐火３階建	12

に

」

改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８６号

都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山村定住みやざきの家条例（平成１８年条例第２５０号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例

都城市山村定住みやざきの家条例（平成18年条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

丸岡元団地	都城市山之口町山之口3355番地６	平成10	木造平屋建	戸1
笛水団地Ａ棟	都城市高崎町笛水1261番地12	10	木造平屋建	1

を

」

「

笛水団地Ａ棟	都城市高崎町笛水1261番地12	平成10	木造平屋建	戸1

に

」

改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８７号

都城市高城横原地区コミュニティセンター条例の制定について

都城市高城横原地区コミュニティセンター条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市高城横原地区コミュニティセンター条例

都城市高城横原地区コミュニティセンター条例（平成18年条例第109号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　地域住民の親睦及び融和を図るとともに、軽スポーツの振興及び地域の活性化に寄与するため、都城市高城町桜木159番地１に都城市高城横原地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（事業）

第２条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域住民のふれあい及び集会に関すること。

(2) 生涯学習及び生涯スポーツに関すること。

(3) 各種団体、職場等の連絡調整を図ること。

（指定管理者による管理）

第３条　市長は、センターの管理を法人その他の団体で市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第４条　センターの指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) センターの事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、センターの管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) センターの利用者に対する最適なサービスを確保できる者

(2) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を行うことができる者

(3) 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者

(4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、第１条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者

２　前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。

(3) 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(4) 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（管理業務の範囲）

第６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第９条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第12条に規定する利用の制限及び第14条に規定する原状回復に関する業務

(2) 第15条第１項に規定する使用料の徴収に関する業務

(3) 第15条第３項の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務

(4) 施設等の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第７条　センターの利用時間は、午前８時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第８条　センターの休館日は、１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第９条　施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいず

れかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力行為その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

３　指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第１項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

（差別的取扱いの禁止等）

第１０条　指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

２　指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

（利用許可の取消し等）

第１１条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

（利用の制限）

第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

（利用権の譲渡の禁止）

第１３条　利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

（原状回復）

第１４条　利用者は、その利用が終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（使用料の徴収）

第１５条　センターの使用料は、別表第１の料率を適用して得た額とする。

２　施設等の利用者は、前項の使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

３　市長は、センターの適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第１項の使用料に代えて、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第１項の規定にかかわらず、別表第１に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

４　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第１６条　別表第２に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合を除き、照明施設使用料は、徴収する。

２　市長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第１７条　既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

(2) 市の都合により、利用許可を取り消し、又は変更したとき。

(3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

２　前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

（事業報告書）

第１８条　指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第20条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第１９条　市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第２０条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務）

第２１条　指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指

定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

（損害賠償）

第２２条　故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（市長による管理）

第２３条　第５条第１項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第１項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

（委任）

第２４条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市高城横原地区コミュニティセンター条例によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、附則第１項の規定にかかわらず、施行日前においても行うことができる。

別表第１（第15条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的ホール	１時間	100円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
実習室	同上	100円	同上
照明施設	同上	100円	同上

別表第２（第16条関係）

区分	利用の形態
公用又は公共的利用	(1) 市が市の行事で利用する場合 (2) 市の機関が当該機関の行事で利用する場合 (3) 国又は他の地方公共団体が主催する行事で利用する場合 (4) 市が共催する行事で利用する場合
公益を目的とする利用	(1) 市・地区社会教育関係団体等連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (2) 市・地区各種社会教育関係団体連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (3) 自治公民館が主催する行事で利用する場合 (4) 市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合 (5) 福祉に係る地区連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (6) 市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合 (7) 市内の学校単位以上によるPTAが主催する行事で利用する場合 (8) 市・地区ボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (9) 市内のスポーツ少年団がその活動に利用する場合 (10) 指定管理者が主催する公益目的の行事で利用する場合 (11) 市内の65歳以上又は未就学児のグループがその活動に利用する

	場合

議案第８８号

都城市高城原ふれあいスポーツ館条例の制定について

都城市高城原ふれあいスポーツ館条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市高城原ふれあいスポーツ館条例

都城市高城原ふれあいスポーツ館条例（平成18年条例第288号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　勤労者と地域住民のふれあいと融和を図るとともに、体育の振興及び地域の活性化に寄与するため、都城市高城町大井手2025番地１に都城市高城原ふれあいスポーツ館（以下「スポーツ館」という。）を設置する。

（事業）

第２条　スポーツ館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域住民のふれあい及び集会に関すること。

(2) 生涯学習及び生涯スポーツに関すること。

(3) 各種団体、職場等の連絡調整を図ること。

（指定管理者による管理）

第３条　市長は、スポーツ館の管理を法人その他の団体で市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第４条　スポーツ館の指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) スポーツ館の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、スポーツ館の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) スポーツ館の利用者に対する最適なサービスを確保できる者

(2) スポーツ館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を行うことができる者

(3) 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者

(4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、第１条に規定する設置の目的（以下「設置目的」

という。）を達成するために十分な能力を有している者

2　前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。

(3) 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(4) 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（管理業務の範囲）

第６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第９条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第12条に規定する利用の制限及び第14条に規定する原状回復に関する業務

(2) 第15条第１項に規定する使用料の徴収に関する業務

(3) 第15条第３項の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務

(4) 施設等の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第７条　スポーツ館の利用時間は、午前８時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第８条　スポーツ館の休館日は、１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第９条　施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力行為その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

３　指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第１項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

（差別的取扱いの禁止等）

第１０条　指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

２　指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

（利用許可の取消し等）

第１１条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

（利用の制限）

第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

（利用権の譲渡の禁止）

第１３条　利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

（原状回復）

第１４条　利用者は、その利用が終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（使用料の徴収）

第１５条　スポーツ館の使用料は、別表第１の料率を適用して得た額とする。

２　施設等の利用者は、前項の使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

３　市長は、スポーツ館の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第１項の使用料に代えて、スポーツ館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第１項の規定にかかわらず、別表第１に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

４　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第１６条　別表第２に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合を除き、照明施設使用料は、徴収する。

２　市長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第１７条　既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

(2) 市の都合により、利用許可を取り消し、又は変更したとき。

(3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

２　前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

（事業報告書）

第１８条　指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第20条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第１９条　市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第２０条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務）

第２１条　指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指

定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

（損害賠償）

第２２条　故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（市長による管理）

第２３条　第５条第１項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第１項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

（委任）

第２４条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市高城原ふれあいスポーツ館条例によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、附則第１項の規定にかかわらず、施行日前においても行うことができる。

別表第１（第15条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
競技場	１時間	100円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
多目的室	同上	100円	同上
照明施設	同上	100円	同上

別表第２（第16条関係）

区分	利用の形態
公用又は公共的利用	(1) 市が市の行事で利用する場合 (2) 市の機関が当該機関の行事で利用する場合 (3) 国又は他の地方公共団体が主催する行事で利用する場合 (4) 市が共催する行事で利用する場合
公益を目的とする利用	(1) 市・地区社会教育関係団体等連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (2) 市・地区各種社会教育関係団体連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (3) 自治公民館が主催する行事で利用する場合 (4) 市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合 (5) 福祉に係る地区連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (6) 市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合 (7) 市内の学校単位以上によるPTAが主催する行事で利用する場合 (8) 市・地区ボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (9) 市内のスポーツ少年団がその活動に利用する場合 (10) 指定管理者が主催する公益目的の行事で利用する場合 (11) 市内の65歳以上又は未就学児のグループがその活動に利用する

	場合

議案第８９号

都城市ふれあい武道館条例の制定について

都城市ふれあい武道館条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市ふれあい武道館条例

都城市ふれあい武道館条例（平成18年条例第289号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　勤労者と地域住民のふれあいと融和を図るとともに、地域の活性化に寄与するため、都城市高城町穂満坊1452番地に都城市ふれあい武道館（以下「武道館」という。）を設置する。

（事業）

第２条　武道館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域住民のふれあい及び集会に関すること。

(2) 生涯学習及び生涯スポーツに関すること。

(3) 各種団体、職場等の連絡調整を図ること。

（指定管理者による管理）

第３条　市長は、武道館の管理を法人その他の団体で市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第４条　武道館の指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 武道館の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、武道館の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 武道館の利用者に対する最適なサービスを確保できる者

(2) 武道館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を行うことができる者

(3) 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者

(4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、第１条に規定する設置の目的（以下「設置目的」

という。）を達成するために十分な能力を有している者

2　前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。

(3) 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(4) 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（管理業務の範囲）

第６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第９条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第12条に規定する利用の制限及び第14条に規定する原状回復に関する業務

(2) 第15条第１項に規定する使用料の徴収に関する業務

(3) 第15条第３項の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務

(4) 施設等の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第７条　武道館の利用時間は、午前８時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第８条　武道館の休館日は、１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第９条　施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力行為その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

３　指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第１項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

（差別的取扱いの禁止等）

第１０条　指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

２　指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

（利用許可の取消し等）

第１１条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

（利用の制限）

第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

（利用権の譲渡の禁止）

第１３条　利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

（原状回復）

第１４条　利用者は、その利用が終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（使用料の徴収）

第１５条　武道館の使用料は、別表第１の料率を適用して得た額とする。

２　施設等の利用者は、前項の使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

３　市長は、武道館の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第１項の使用料に代えて、武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第１項の規定にかかわらず、別表第１に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

４　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第１６条　別表第２に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合を除き、照明施設使用料は、徴収する。

２　市長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第１７条　既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときはその全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

(2) 市の都合により、利用許可を取り消し、又は変更したとき。

(3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において市長が還付することを適当と認めたとき。

２　前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

（事業報告書）

第１８条　指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第20条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第１９条　市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第２０条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務）

第２１条　指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指

定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

（損害賠償）

第２２条　故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（市長による管理）

第２３条　第５条第１項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第１項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

（委任）

第２４条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市ふれあい武道館条例によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、附則第１項の規定にかかわらず、施行日前においても行うことができる。

別表第１（第15条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
競技場	１時間	100円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
照明施設	同上	100円	同上

別表第２（第16条関係）

区分	利用の形態
公用又は公共的利用	(1) 市が市の行事で利用する場合 (2) 市の機関が当該機関の行事で利用する場合 (3) 国又は他の地方公共団体が主催する行事で利用する場合 (4) 市が共催する行事で利用する場合
公益を目的とする利用	(1) 市・地区社会教育関係団体等連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (2) 市・地区各種社会教育関係団体連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (3) 自治公民館が主催する行事で利用する場合 (4) 市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合 (5) 福祉に係る地区連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (6) 市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合 (7) 市内の学校単位以上によるPTAが主催する行事で利用する場合 (8) 市・地区ボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (9) 市内のスポーツ少年団がその活動に利用する場合 (10) 指定管理者が主催する公益目的の行事で利用する場合 (11) 市内の65歳以上又は未就学児のグループがその活動に利用する場合

議案第９０号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例（平成２２年条例第４２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第１の８　高崎総合公園の施設を利用する場合(6) たちばな天文台等の表に次のように加える。

ＲＶパーク	１区画	１泊	930円	同上

別表第２中

「

パークゴルフ場	１月から５月まで及び10月から12月まで	午前９時から午後５時まで
	６月から９月まで	午前９時から午後６時まで

を

」

「

パークゴルフ場	１月から５月まで及び10月から12月まで	午前９時から午後５時まで
	６月から９月まで	午前９時から午後６時まで
ＲＶパーク	午後３時から翌日の午前10時まで（宿泊の場合に限る。）	

に

」

改める。

別表第３中

「

高崎総合公園	たちばな天文台	木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときを除く。
	たちばな北斗ハウス	第３木曜日（宿泊の場合は前日の水曜日の午後３時から翌日の金曜日の午前10時まで）ただし、その日が国民の休日又は８月15日に当たるときは翌週の木曜日

	温泉交流センター	第３木曜日（宿泊の場合は前日の水曜日の午後４時から翌日の金曜日の午前10時まで）。ただし、その日が国民の休日又は８月15日に当たるときは翌週の木曜日
	温水プール	木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときは除く。
	パークゴルフ場	第３木曜日。ただし、その日が国民の休日又は８月15日に当たるときは翌週の木曜日

を

」

「

高崎総合公園	たちばな天文台	木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときを除く。
	たちばな北斗ハウス	第３水曜日の午後３時から第３金曜日の午前10時まで。ただし、第３木曜日が国民の休日又は８月15日に当たるときは第４水曜日の午後３時から翌々日の午前10時まで
	温泉交流センター	第３木曜日（宿泊の場合は前日の水曜日の午後４時から翌日の金曜日の午前10時まで）。ただし、その日が国民の休日又は８月15日に当たるときは翌週の木曜日（宿泊の場合は前日の水曜日の午後４時から翌日の金曜日の午前10時まで）
	温水プール	木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときを除く。
	パークゴルフ場	第３木曜日。ただし、その日が国民の

に

		休日又は８月15日に当たるときは翌週の木曜日
	ＲＶパーク	第３水曜日の午後３時から第３金曜日の午前10時まで。ただし、第３木曜日が国民の休日又は８月15日に当たるときは第４水曜日の午後３時から翌々日の午前10時まで

」

改める。

附　則

この条例は、平成27年10月１日から施行する。

議案第９０号関係資料

都　使　審　第　７　号
平成２７年７月２１日

都城市長　池田　宜永　様

都城市使用料等審議会
会 長　鶴　田　　勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成２７年７月８日付け都財第２２４号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

１　（仮称）ＲＶパークたかざきの使用料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表１］とおり制定することが適当である。

２　番号法の施行に伴う個人番号カード等の再交付手数料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表２］とおり改定することが適当である。

審議会委員
会　長　鶴　田　　勝
委　員　永　野　修一郎
有　馬　妙　子
倉　吉　悦　子
岩　井　沙弥花

［別表１］

（仮称）ＲＶパークたかざきの使用料

区　分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
ＲＶパークたかざき	１区画	１回	930円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

［別表２］

番号法の施行に伴う個人番号カード等の再交付手数料

種　類	区　分	単位	金　額	備考
４　その他の交付手数料	通知カード再交付手数料	１件	500 円	
	個人番号カード再交付手数料	１件	800 円	

議案第１１５号

議決事項の変更について

平成２３年１２月２０日に議決された議案第１４３号「横市川河川改修事業に伴う市道尻枝・出水線出水橋架替工事委託に関する基本協定の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

記

協定の金額を次のように改める。

３　協定の金額　１５５，２９２，０００円

議案第１１５号関係資料

議案第１４３号

横市川河川改修事業に伴う市道尻枝・出水線出水橋架替工事委託に関する基本協定の締結について

横市川河川改修事業に伴う市道尻枝・出水線出水橋架替工事の施行に伴い、次のとおり基本協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項及び都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成２３年１１月３０日提出

都城市長　長　峯　　誠

１	協定の目的	横市川河川改修事業に伴う市道尻枝・出水線出水橋架替工事
２	協定の方法	随意契約
３	協定の金額	１６６，４２３，０００円
４	協定の相手方	宮崎県宮崎市橘通東２丁目１０番１号 宮崎県知事　河野　俊嗣

横市川河川改修事業に伴う市道尻枝・出水線出水橋架替工事

１　事業年度　平成２３年度から平成２６年度まで

２　構　　造　橋　長　Ｌ＝７１．０ｍ　幅　員　Ｗ＝６．０ｍ
　　橋　台（逆Ｔ式）
　　橋　脚（壁式）
　　基礎工（場所打杭φ１．０ｍ）

３　主な内容　上　部　工　　ＰＣ２径間連結ポストテンション方式
　　Ｔ桁橋（少主桁橋）
　　下　部　工　　逆Ｔ式橋台　２基
　　壁式橋脚　１基
　　場所打杭（φ１．０ｍ　　１９本）
　　袖　　工　　一式
　　護　岸　工　　一式
　　旧橋撤去工　　一式
　　取付道路工　　一式

位置図

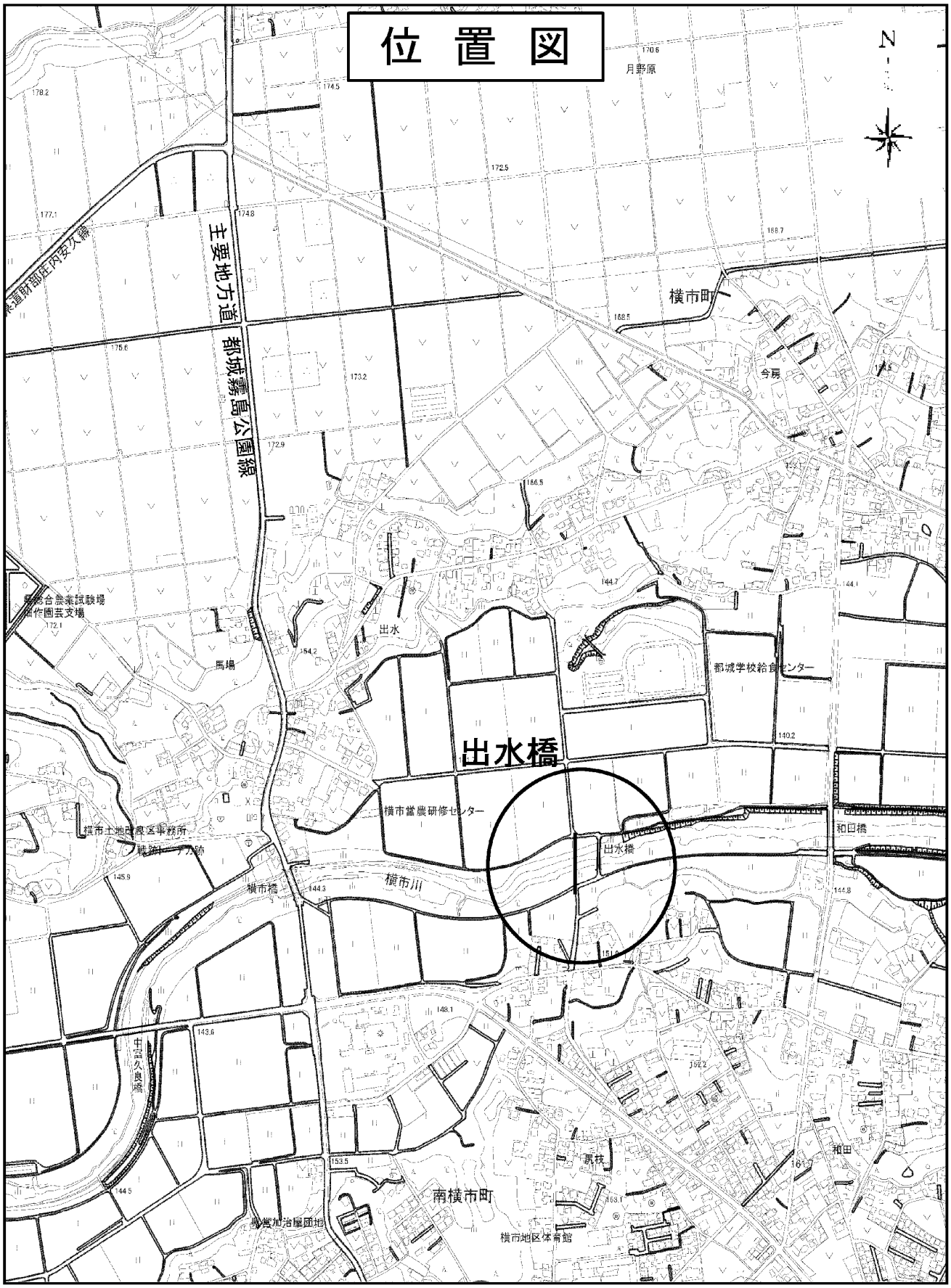
N
月野原
横市町
今泉
主要地方道
都城霧島公園線
出水
馬場
都城学校給食センター
出水橋
横市営農研修センター
横市土地改良区事務所
職員住宅
横市橋
横市川
出水橋
和田橋
中霧久良橋
南横市町
横市地区体育館
和田

議案第１１６号

財産の取得について

次のとおり水槽付小型動力ポンプ積載車を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年条例第６３号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　品　　名　水槽付小型動力ポンプ積載車

２　数　　量　２台

３　契約の金額　２１，４９２，０００円

４　相　手　方　都城市吉尾町９１２番地９
第１アパートカミツマガリ１０１号
中村消防防災株式会社　都城営業所

議案第１１６号関係資料

１　取得財産　水槽付小型動力ポンプ積載車

２　数　　量　２台

３　予定価格　２１，４９２，０００円（消費税及び地方消費税込み）

４　落札価格　２１，４９２，０００円（消費税及び地方消費税込み）

５　落 札 率　１００％

６　指名業者及び入札結果

指名業者	第１回入札金額	第２回入札金額	第３回入札金額	摘要
株式会社武田ポンプ店都城営業所	22,896,000円	22,464,000円	22,140,000円	
中村消防防災株式会社都城営業所	22,788,000円	22,248,000円	21,492,000円	落札
有限会社原口無線	27,000,000円	辞退		
宮崎ラビットポンプ有限会社　都城営業所	22,874,400円	22,334,400円	22,118,400円	
株式会社ヤマトボーデン	22,917,600円	22,572,000円	22,161,600円	

注　入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

７　車両の仕様概要

(1) 水槽付小型動力ポンプ積載車

(2) 形　　状　低床型 ダブルキャブ

(3) 乗　車　定　員　６名

(4) エ　ン　ジ　ン　ディーゼルエンジン

(5) トランスミッション　オートマチック

(6) ポ ン プ 性 能　Ｂ－２級

(7) 水　槽　容　量　１，０００Ｌ以上

議案第１１７号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年条例第６３号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成２７年９月１日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　品　　名　高規格救急自動車

２　数　　量　１台

３　契約の金額　３０，０２４，０００円

４　相　手　方　都城市吉尾町６１３５番地
宮崎トヨタ自動車株式会社　都城店

議案第１１７号関係資料

１　取 得 財 産　高規格救急自動車

２　数　　量　１台

３　予 定 価 格　３１，０００，０００円（消費税及び地方消費税込み）
　　２８，７０３，７０４円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 価 格　３０，０２４，０００円（消費税及び地方消費税込み）
　　２７，８００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

５　落　札　率　９６．８５％

６　指名業者及び入札結果

指名業者	第１回入札金額	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社　都城店	２７，８００，０００円	落札
宮崎日産自動車株式会社　都城店	２８，８６０，０００円	

注　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

７　車両の仕様概要

(1) 高規格救急自動車（メーカー公表最新型とする。）
(2) 乗 車 定 員：７名
(3) 全　　長：５．６２メートル
(4) 全　　高：２．４９メートル
(5) 全　　幅：１．８９メートル
(6) エ ン ジ ン：ガソリンエンジン
(7) 排　気　量：２，６９０ｃｃ
(8) ﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝ：電子制御４速Ａ／Ｔ

議案第１１８号

平成２６年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成２６年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金１，０４１，４７７，２７８円の全額を自己資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成２７年９月１日

都城市長　池　田　宜　永